令和5年3月20日 道本装第4361号

/警察本部各部、所属の長/警察学校長/各方面本部長/各警察署長/宛てこの度、警察官の服制に関する規程(平成7年北海道警察本部訓令第16号。以下「訓令」という。)の一部改正に伴い、みだし通達を次のとおり定め、令和5年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「警察官の服制に関する規程の運用について」(平28.9.6 道本装第1886号)の 通達は、令和5年4月1日付けで廃止する。

記

第1 趣旨

警察法施行令(昭和29年政令第151号)、警察官の服制に関する規則(昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)及び警察官の服制に関する細則(平成6年警察庁訓令第1号)に定めるもののほか、道警察に勤務する警察官の服制に関し、必要な事項を定めるものである。

第2 解釈及び運用方針

7 4		万千小八人人	VT/11/2	121							
L		項	目		解		• 運	用	方		
	1	服装等	(第2	条関	(1) 靴は、原	則として	て、黒色短靴	ことする。	。ただ	し、降雨	、降
		係)			雪等の場合	には、土	長靴を着用す	ること	ができ	る。	
					(2) 制服上本	マスは活動	動服の下に着	用する	ワイシ	ヤツにつ	いて
					は、原則と	こして、情	制服用ワイシ	ヤツと	する。	ただし、	これ
					に代えて自	白色無地	のワイシャン	ツを着月	用して	も差し支	えな
					٧١ _°						
					(3) 識別章に	は、本体)	及び識別番号	を表示	した番	:号標をも	って
					構成する。						
					(4) 識別章の)本体は、	警部補以上	の階級	にある	警察官は	金色
					巡査部長以	人下の階級	吸にある警察	官は銀	色であ	り、階級	章に
					ネジで止め	で使用	し、所属から	貸与す	るスラ	イド脱着	方式
					の番号標を	はめ込む	٥.				
					(5) 番号標に	表示する	る識別番号は	、所属	を表示	するアル	ファ
					ベット2文	で字と個ノ	人を表示する	数字3	桁で構	成し、所	属を
					表示するア	゚ルファイ	ベット2文字	及び各	所属に	割当てる	数字
L							表備課長が別				
	2		等(第	33条	(1) 規則別表						
		関係)			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		くし、 防寒服				
							上・下式)及				
							官は第1種				官は
					· · · · · · · · ·	,	及び第2種			· ·	
					(2) 防寒服及						. ,
							間について	, , ,		,	, , , , –
						- /	より、原則と	•			
							間においても	、気温	の状況	等により	看用
					することか			- 8	H . 1		
					○防寒肌		1月1日から				
					\circ $=$ 1.		.0月1日から				
					〇雨衣		3月1日から				
							ブルゾン式)		-		
					, ,		している場	合には、	、これ	を看用す	るこ
					とはできな		1.5→ H4555→	1-1- V. 1-2-	3/4	\	A) 4 - E :
					(4) 雨衣につ	ついては、	交通指導取	締り等	の日常	の活動に	従事

する場合は、白色面を表にして着用することとし、夜間の

密行警ら、警備実施等で所属長が必要と認めたときは、紺 色面を表にして着用することができる。 活動服等の着用 |(1) 警察官が次に掲げる業務に従事する場合は、制服を着用 (第4条関係) し、活動服は着用しないこと。 ア 交通安全教育その他各種講習会に係る業務 イ 受付勤務 ウ儀式 エ 学校教養(拳銃訓練を除く。) (2) 活動服については、専ら警察本部、方面本部又は警察署 内において受付、庶務、企画、指導等の業務に従事する場 合は、着用できない。 「留置業務」とは、看守及び護送業務をいい、専ら留置 管理業務に従事する場合は、活動服を着用できない。 識別章(第7条の|(1) 識別章については、名札の着用により責任の明確化が図 2 関係) られること、看守勤務、護送勤務及び治安警備実施に従事 する警察官は一般に「日常的に住民と接する制服警察官」 とは認められず、識別章を着装する必要がないものとし て、その除外規定を設けたものであり、これらの例外は認 められない。 (2) 前記以外の留置管理業務に従事する場合は、必ず識別章 を着装しなければならない。 (3) 地域警察官が転用勤務により看守勤務又は護送勤務に従 事する場合は、識別章の着装を必要としないものであり、 勤務変更の都度、識別章を着脱し、又は番号標の裏面を表 示すること。 (4) 識別章の番号標の表面を表示することにより適正な職務 執行が妨げられる例としては、泥酔者を保護する場合であ って、当該泥酔者が番号標の番号を執拗に大声で叫ぶなど して適正な職務執行に支障を及ぼすと認められるときなど が考えられる。 (5) 識別章の番号標の裏面を表示するに当たっては、所属長 の承認が必要であること。 (6) 所属長は、職務執行における責任の明確化のための方策 として、制服警察官の識別章の着装が盛り込まれた趣旨を 踏まえ、その趣旨を逸脱した運用はしないこと。 5 上衣(第8条関 専ら窓口業務等に従事する場合で、制服上衣又は活動服を 係) 着用しないときは、制服用ワイシャツを着用すること。 6 礼服の着用等(第|(1) 警察官が礼服を着用する場合の具体的な着用基準は、別 9 条関係) 表のとおりとし、その着用期間は、原則として、冬礼服は 冬服、夏礼服は合服及び夏服の着用期間と同様とする。 (2) 夏服着用期間の略礼装は、合服に飾緒及び礼肩章を着装 するものとする。 (3) 所属長は、当該所属の警察官から礼服の借用の届出を受 けた場合は、おおむね20日前までに、礼服等借用申請書 (別記様式) により、警察本部装備課長(札幌方面以外の 方面にあっては当該方面本部警務課長)に申請すること。 (4) 礼服で弔意を表す場合は、黒色無地のネクタイを用い、 飾緒は着装しないものである。 演奏服等の着用等 (1) 第11条から第13条までに規定する特殊な被服等の着用期

間については、制服の着用期間に準ずる。

第13条、第14条関 (2) 交通捜査服の着用期間については次のとおりとする。

(第11条、第12条、

係)	○夏服 ~ 6月1日から9月30日まで○合服 ~ 10月1日から5月31日まで(3) 交通捜査服合服上衣を着用した場合は、原則として制服用ワイシャツ又は白色ワイシャツ及び合ネクタイを着用すること。
8 交通警察官用被服	(1) 「別に定める」とは、交通取締用自動車による警察活動
等の着装等(第15条	に従事する警察官その他の交通警察官の服制の改正につい
関係)	て(平6.8.8警察庁乙官発第24号、乙交発第11号)の
	通達をいう。
	(2) 冬期間は、白色の手袋に代えて、黒色無地の防寒手袋を
	着用すること。
9 現場作業服等の着用	(1) 現場活動服及び現場活動帽を着用する場合は、現場活動
(第16条関係)	服用階級表示及び現場活動帽用階級表示を着装すること。
	(2) 「各種作業」とは、鑑識活動、実況見分活動、捜索活動
	等をいう。
10 所属長章等の着装	(1) 所属長章等は、制服のみに着装することとし、制服用ワ
(第17条関係)	イシャツ、防寒服等には着装しないこと。
	(2) 所属長章は、人事異動により、その職を離れるときは、
	当該所属長章等を後任者に引き継ぐこと。
1 7,427	(1) 生活安全、刑事又は警備の部門の警察官は、私服を着用
条関係)	して勤務することができるが、これら以外の警察官であっ
	ても、職務上必要とする場合は、私服を着用することがで
	きる。
	(2) 「勤務の性質により私服を着用することが適当であると
	所属長が認めた場合」とは、対外折衝、部外の会議等への
	出席等により、私服による勤務が適当であると認める場合
	をいい、その判断は、所属長が、職務の実情を勘案し行う
	ものである。

※ 別表及び別記様式は省略